償却資産（固定資産税）の申告の手引き

田　原　本　町

事業用償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償却資産を1月31日までに資産の所在市町村に申告していただくことになっていますので、申告書に所要事項を記載のうえ提出してください。

◎提出先・問い合わせ先　　〒636-0392　奈良県磯城郡田原本町890-1
田原本町役場　総務部税務課　固定資産税係
0744-34-2113

償 却 資 産 の あ ら ま し

Ⅰ　申告の対象となる資産

(1)　償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上経費として計上することができる減価償却の対象となる資産をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両や固定資産税の家屋として課税対象となる自己所有の建物は課税の対象とはなりません。（一部償却資産として課税となる部分があります。）

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。

ア　建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
イ　簿外資産で、事業の用に供することができる資産
ウ　遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
エ　未稼働資産（まだ稼動していないがすでに完成している資産）
オ　割賦購入資産などで代金の完済がまだであっても、事業の用に供している資産
カ　償却済資産（減価償却が終了している資産）で、事業の用に供している資産
（※評価額の最低限度額は取得価格の100分の5に相当する額です。）

(2)　「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

直接的に営利事業に用いておられない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮等）の器具用品、構築物等も償却資産として課税対象になります。

(3)　小額資産の取扱い

耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の資産が申告の対象になります。

10万円未満の資産であっても減価償却資産として経理している資産は、申告の対象となります。

ただし、取得価格が20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法上の規定により、事業年度毎に一括して3年間で償却を行うものについては申告の対象となりません。

(4) 資産の種類と主な償却資産の例示

構　築　物	受変電設備・自家発電設備(配線等を含む)、蓄電池電源設備、駐車場アスファルト舗装、構内舗装、緑化施設、ガソリンスタンドの独立キャノピー、庭園、門、堀、外構、貯水設備、外灯(屋外配線、配管等含む)、広告塔、煙突、焼却炉、簡易間仕切り、自転車置場等
機械及び装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、動力配線設備、自走式作業用機械設備(ロードローラー等)等
船　　舶	ボート、漁船、工作船等
航　空　機	ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、自転車、電車、手押し車、トロッコ、各種運搬車、フォークリフト(小型特殊自動車に該当しないもの)等 ※自動車税の課税客体である自動車ならびに軽自動車税の課税客体である原動機付き自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は、償却資産の範囲に含まれませんのでご注意ください。
工具、器具及び備品	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、タイムレコーダー、コピー機、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、陳列ケース、自動販売機、各種医療用機器、調理機器、調理台、食器洗浄機、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、パチンコ機、パチスロ機、両替機等

(5) 業種別の課税対象償却資産の例示

各業種共通のもの	駐車場アスファルト舗装、受変電設備、フェンス、庭園、門、堀、外構、外灯、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、金庫、パソコン、コピー機、レジスター等
小　売　業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、簡易間仕切り、冷蔵庫、冷凍庫、肉切機、ミンチ機、電子秤、監視用カメラ装置等
喫茶・飲食業	接客用家具、自動販売機、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、ガスレンジ等の厨房設備、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、食器洗浄機等
工業・作業所	受変電設備、各種製造加工機械(旋盤、ボール盤、スライス盤、プレス機、金型等)、動力配線設備、構内舗装、フォークリフト、溶接機、貯水設備、大型特殊自動車等
建　設　業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール等
クリーニング業	カウンター、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ビニール包装設備等
病院・診療所	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン等)、厨房設備、自家発電設備、蓄電池電源設備等
駐車場業	駐車場アスファルト舗装、フェンス、屋外照明等の電気設備、自動料金清算機等
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、中央監視制御設備、屋外の給排水ガス設備、浄化槽、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告塔、自転車置き場等
娯　楽　業	パチンコ機、パチスロ機、両替機、玉貸機、還元機、ゲームマシーン、カラオケ機器、接客用家具、ゴルフ練習場設備、ボーリング場用設備等
浴　場　業	温水器、濾過機、ボイラー、動力ポンプ、煙突、井戸、屋外給排水ガス設備等
自動車整備業	旋盤、プレス機、リフト、チェーンブロック、コンプレッサー、グラインダー、ドリル、溶接機、充電器、塗装設備、検査工具、治具、取付工具、切削工具、コンデンサー、万力等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、屋外照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、取付工具、切削工具、独立キャノピー、構内舗装等
農　　業	田植機・稲刈機・脱穀機(小型特殊自動車に該当しないもの)、歩行型トラクター、製茶機、乾燥機、冷蔵庫等

※ 申告漏れになりやすい償却資産

「受変電設備」「中央監視制御装置」「自家発電設備」「蓄電池電源設備」「屋外電気設備」「工場等の動力配線設備」「社員食堂、社員寮、病院等の厨房設備」「社員寮の駐車場アスファルト舗装、門、堀、外構等」等

(6) 借用資産(リース資産)と割賦販売について

資産が借用資産(リース資産)である場合には、原則として申告対象とはなりません。(リース会社等の所有者への課税となります。)

なお、割賦販売(ローン)で購入された資産については、申告対象となりますのでご注意ください。

Ⅱ 建築設備のうち償却資産として申告していただくもの

建築設備とは

建築設備とは電気設備、ガス設備、衛生設備、給排水設備、温湿度調和設備、消化設備、避雷設備などで本来家屋と一体となって効用を全うするための設備をいい、税務会計上では、おおむね減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下、耐用年数省令とする)別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

建築設備における家屋と償却資産の区分について

建築設備は、固定資産税の取扱上、家屋と償却資産とに分類して課税されます。

事業の用に供する自己の家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって効用を発揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取り扱いますが、それ以外については償却資産として申告していただくことになります。

〔償却資産として取り扱う建築設備〕

① 構造的に簡単に取り外しができ、別の場所に自在に移動できるもの
(例) パーテーション(簡易な間仕切り)等

② 屋外に設置されている設備
(例) 屋外の電気の配線・ガス・水道の配管、焼却炉、屋外照明設備等

③ 独立した機械として性格の強い設備
(例) 受変電設備、自家発電設備、蓄電池電源設備、中央制御監視装置等

④ 特定の生産用又は業務用の設備(生産活動を行うために必要な「動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明等」)
(例) 工場における機械の動力配線設備、熱処理用のボイラー設備、工業用水道配管・汚水配管等

Ⅲ 償却資産の評価

(1) 評価の基本

償却資産の評価に際しては、取得時期、取得価格及び耐用年数が基本となります。

償却資産の評価額は次の算式により求めます。

○ 前年中に取得した資産
評価額＝取得価格×(1－r／2)

○ 前年より前に取得した資産
評価額＝前年度評価額×(1－r)

(注) r ‥‥耐用年数に応ずる定率法による減価率

参 考

減 価 残 存 率 表 (抜 粋)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	r	1−r/2	1−r		r	1−r/2	1−r		r	1−r/2	1−r		r	1−r/2	1−r
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912	60	0.038	0.981	0.962

例)令和5年中に300万円で取得した機械設備(耐用年数17年)の評価額

令和6年度評価額	3,000,000円	×	0.936	＝ 2,808,000円
令和7年度評価額	2,808,000円	×	0.873	＝ 2,451,384円
令和8年度評価額	2,451,384円	×	0.873	＝ 2,140,058円

(2) 取得価格

取得価格の算出方法は、原則として所得税または法人税の取り扱いと同じです。
ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮類がある場合は、圧縮前の額とします。

(3) 耐用年数

耐用年数は耐用年数省令に掲げる年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。
1 中古見積耐用年数‥‥耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
2 圧縮耐用年数‥‥‥‥‥耐用年数の圧縮について国税局長の承認を受けたときは該当耐用年数
なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

Ⅳ 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3および地方税法本法附則第15条の規定に該当する資産(変電・送電施設、公害防止設備等)を新たに取得された方は、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されますので、償却資産種類別明細書(増加資産 ・全資産用)の適用欄にその旨記載するとともに、所管する主務管庁等の証明書または届出書の写しを添付してください。

Ⅴ 非課税該当資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については固定資産税が課税されませんので、償却資産種類別明細書(増加資産 ・全資産用)の摘要欄にその旨記載してください。

Ⅵ 納税義務者・課税標準等

(1) 納 税 義 務 者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 課 税 標 準

賦課期日現在における全資産の評価額の合計額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例が適用される場合は、この合計額から特例による軽減額を差し引いたものが課税標準となります。

(3) 免 税 点

償却資産における課税標準の合計額が150万円未満の場合は課税されません。
(令和9年度より180万円未満に基準額が引き上げられます。)

(4) 税 率

税率は、1．4%です。
(例えば課税標準額が180万円では年税額は25，200円になります。)

(5) 納 期

納期は5月、7月、11月、翌年2月の4回です。

償 却 資 産 の 申 告 方 法 等 に つ い て

Ⅰ　償却資産の申告方法

申告書の記入については、記載要領をよくお読みになって正しく記入してください。
また、申告の方法には「資産の増減の申告」および「全資産申告」の2種類ありますが、この区分対象者は次のとおりです。

(1)　前年度以前に申告された方は、資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度までに申告をされた方
申告する資産	①前年中に増加又は減少した資産 ②前年より前に取得した資産又は除去した資産で、申告もれ等があった資産
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用） ③種類別明細書（減少資産用）
そ　の　他	前年中に資産の増減がない場合、該当資産を所有されなくなった場合、廃業・解散・転出などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨記載のうえ、必ず申告書を提出してください。（資産の増減がない場合は種類別明細書の提出は不要です。）

(2)　初めて申告される方は全ての償却資産を申告してください。

申告対象者	・前年度までに申告されていない方で、償却資産を所有しておられる方 ・前年中に新たに田原本町内で事業を始められた方
申告する資産	1月1日現在で田原本町内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
そ　の　他	申告すべき資産を所有されていない場合も、申告書の「備考欄」にその旨記載のうえ、申告書を提出してください。

(3)　電算処理により、全償却資産の申告をされる場合。

償却資産申告書 〈提出部数1部〉	全国的に統一された様式により申告してください。 （評価額、決定価格および課税標準額も必ず記載してください。）
種類別明細書 （増加資産・全資産用） （減少資産用） 〈提出部数1部〉	全国的に統一された様式により申告してください。 ただし、独自の様式で申告される場合は、下記の事項に留意してください。 不明な点がありましたら、固定資産税係までお問い合わせください。 ①全国的に統一された様式の記載項目のすべてを記載してください。 ②全ての資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行ってください。 ③課税標準の特例がある場合は、その特例率および課税標準額を、申告書および種類別明細書に記載してください。 ④評価計算上の償却可能限度額は、取得価格または資本的支出の95%までとしてください。

(4) eLTAX（エルタックス）のご案内

eLTAXとは	eLTAX対応ソフトウェアを使用して、地方税の申告が自宅やオフィスなどのパソコンからインターネット経由で申告手続きを行うことができます。 eLTAX（エルタックス）とは地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。
利用方法	初めて利用される方は事前の届出が必要です。詳しくはeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp）をご覧ください。
eLTAXに関するお問い合わせ	操作方法の詳細等お問い合わせは、eLTAXホームページ内のお問い合わせフォームまたはヘルプデスクをご利用ください。 [ヘルプデスク] TEL 0570-081459 TEL 03-6745-0720 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

(5) マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年度償却資産申告書よりマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右づめで記入してください。

個人番号を記載した申告書を提出していただく際には、番号法に定める本人確認（番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権の確認。）をさせていただきます。

なお、法人番号を記載した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料の添付は不要です。

	本人申告の場合	代理申告の場合
①番号確認	個人番号カード・通知カード 個人番号が記載された住民票	左記の書類に加えて委任状若しくは法定代理人を証明する書類
②身元確認	個人番号カード・運転免許証・旅券・ 健康保険証・年金手帳 等	左記の書類に加えて委任状若しくは法定代理人を証明する書類

Ⅱ 所有者の住所・氏名（名称）、事業所等の資産所在地が変わった方

変更前の住所、氏名または名称、資産所在地および変更年月日を申告書の備考欄に記入してください。

Ⅲ 申告書の控について

必要な方は提出する申告書をコピーし、控を保管しておいてください。

なお、申告書を郵送される方で控に受付印を必要とされる場合は、返信用封筒および切手を同封してください。

Ⅳ 申告をしない場合、または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなくて申告されない場合には、過料を科せられることがあるほか、後日不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと懲役又は罰金を科せられることがあります。

なお、申告いただいた資産内容を確認するため、関係書類の提出の依頼や実地調査等をお願いすることがあります。

Ⅴ 償却資産細目一覧表について（※前年度以前に申告された方のみ同封しています）

償却資産の案内に償却資産細目一覧表が同封されている場合があります。これは前年度の償却資産の登録資産の一覧を記載したものです。申告にあたっては、この償却資産細目一覧表をもとにして、資産の増減の申告をしてください。また、同封されていない方で償却資産細目一覧表が必要な方は田原本町税務課までお問い合わせください。